

# Weekly Report

第573号  
令和2年10月12日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 来年度税制改正に向けた各府省庁の要望

令和3年度税制改正に向けた各府省庁からの要望が出揃い、主に以下のような事項があります。

**◎研究開発税制の拡充**……①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ、②クラウド環境で提供するソフトウェアに係る試験研究費の対象化、③オープンイノベーション型の手続合理化など。

**◎中小企業の経営資源集約化促進税制の創設**……地域経済・雇用を担う中小企業の経営資源の集約化等（統合・事業再構築等）を支援する措置を創設。

**◎中小企業の設備投資減税の延長**……適用期限が令和2年度末までとなっている中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制をそれぞれ2年間延長。

**◎中小企業防災・減災投資促進税制の拡充**……防災・減災のための設備投資に対する特別償却の対象に、重要設備のかさ上げに用いる架台や、停電時の電力供給装置等を加える。

**◎事業承継税制の見直し**……法人版事業承継税制は、経営者が高齢化している現状を踏まえて後継

者の役員要件を見直す。また、個人版事業承継税制は対象となる特定事業用資産を見直す。

**◎セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の拡充**……①対象医薬品に非スイッチOTC医薬品のうち治療又は療養に使用されるものを加える、②所得税控除額の算出方法を見直し、控除額の上限を10万円に引き上げる、③手続きの簡素化を図る。

**◎その他**……\*地域未来投資促進税制の拡充、\*自社株式等を対価としたM&Aによる株式譲渡益の課税繰延措置の創設、\*教育資金一括贈与に係る非課税措置の延長、\*金融商品の損益通算範囲拡大など。

## 標準報酬月額の特例改定の延長等について

新型コロナの影響により休業したことで給与等の報酬が著しく低下した場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の時改定（4ヵ月目に改定）によらず、翌月から改定できる特例措置が延長され、本年8月～12月までの間に報酬が著しく低下した月が生じ標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方も対象となります。

また、休業により4月又は5月に著しく報酬が下がり、特例改定を5月又は6月に受けた方について、8月に支払われた報酬が9月の定時決定（通常は4～6月の平均報酬）による標準報酬月額に比べて2等級以上低い場合は、8月の報酬で定時決定が可能となる措置が設けられました。

## 協会けんぽの被扶養者資格の再確認

協会けんぽでは毎年度、健康保険の被扶養者資格の再確認を実施しており、対象となる被扶養者がいる事業主には「被扶養者状況リスト」が順次送付されています（提出期限は11月30日）。

本年4月から、被扶養者の認定要件に国内居住要件（海外へ留学する学生などは例外）が設けられており、今回の再確認では、被扶養者や被保険者と別居している被扶養者について、要件を満たしていることを確認できる書類の提出が必要となります。